

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

I 全国を取組

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下Ⅰにおいて「本事業」という。）での取組の内容は、Ⅰ－1の1及びⅠ－2の1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Ⅰ－1の1の（1）の力の取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に応えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体的出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅰ－1の4及びⅠ－2の4に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

本要綱別表 1 のⅠの 1 の (1) 及びⅡの 1 の (1) の事業における採択要件のうち別記 1 別紙 1 に定める面積要件は、共通 3 (イからエまでを除く。) のとおりとする。

5 事業実施期間

事業実施期間は 1 年とする。

第 3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第 1 号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第 2 号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

- (4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第 6 第 2 項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第 3 号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙

様式第4号により事業実施状況を翌年度の6月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1) 及び (2) に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画及び協働事業計画（以下「事業実施計画等」という。）の目標年度の翌年度に、事業実施計画等に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合には、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1) による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画等に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (4) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の(1)から(3)ま

でのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

- (1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱い量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）
- (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
- (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、本要綱別表1のⅡの1の(1)のイからオまでを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 2 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 3 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」

は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
- (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

- 6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均 1 ポイント以上増加」を設定している場合にあっては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 8 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

I－1 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

- ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、
労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の
取組。
- イ 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生
育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。
- ウ 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生
産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- エ 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽
培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改
良等の取組。
- オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化
施設の低コスト化など、施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設
計の検討等の取組。
- カ 端境期等に対応した出荷体制の整備
実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、
国内産が需要に对应されていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新た
な野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

- ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るた
め、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の
確立に必要な取組。
- イ 集出荷調整機能の高度化
安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイン
ト活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- ア G A P・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティの
導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- イ 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。
- ウ 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を
評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- エ 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のカ の取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費 (1 の (4) 及び (5) の取組を除く。) は、別表 1-1 に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表 1-1 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1 の (5) の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表 1-1 に掲げるもののうち、次の (ア) から (オ) までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

1の(1)の力の取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

(1) 販売額又は所得額の10%以上の増加

(2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

(3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること

(4) 労働生産性の10%以上の向上

(5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1-2の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) 1の(1)の力に取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5ha以上とすること。なお、対象品目を1年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別紙様式第1号別添3-1により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）が、出荷前

までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

(イ) 対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

(ウ) 数量契約を行う場合にあっては、対象品目の数量（以下「契約数量」という。）

(エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(3) 1の(1)の力に取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用

機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

- (イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (カ) 次の経費は、助成対象としない

- a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
- c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- d 本体価格が 50 万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費
- e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

- (キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

- (ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。イ 農業用機械を導入する場合

- (ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- (イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写

しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金)／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2 以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2 以内）

(5) 1の(5)に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目

標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(6) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

I－2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要なとなる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設
- (11) 有機物処理・利用施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、1 の（9）の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設（施設園芸栽培技術高度化施設に限る。）については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内（以下「市街化区域」という。）（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通 2 の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

4 成果目標

整備事業の成果目標は、共通 8 に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

5 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通 8 の「整備事業における配分基準について」により 16 ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

- (1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20 億円を上限とする。
- (2) 整備事業で整備する施設については、共通 2 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、別記 1 の別紙 1 の I の第 3 の 3 による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 6 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

- (7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のも

のを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(16) 本事業により施設を整備する場合にあつては、自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」（令和5年3月31日付け4地第318号・4農産第5309号・4畜産第2826号・4経営第3175号農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、農産局長、畜産局長及び経営局長連名通知）を踏まえ、ハザードマップの確認や、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済

や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記 1 の別紙 1 の I の第 3 の 2 に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修又は増強のための設備導入と一体的に行う改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

- (18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食農 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

- (19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後 6 年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。）の別紙 1 に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）することとする。

8 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年 3 月 17 日付け環産産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるもの

とする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用に努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(8) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

Ⅱ 都道府県の実組

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める実組に対して支援する。

第2 実組の内容等

1 実組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下Ⅱにおいて「本事業」という。）での実組の内容は、Ⅱ－1の1及びⅡ－2の1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Ⅱ－1の1の（1）の力の実組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に応えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体の出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた実組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅱ－1の4、Ⅱ－2の5に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 面積要件

本要綱別表1のⅠの1の（2）及びⅡの1の（2）の事業における採択要件のうち別記1別紙1に定める面積要件は、共通3のとおりとする。

5 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 都道府県以外の事業実施主体は、別紙様式第7号に定める事業実施計画を作成するものとする。

(2) 事業実施計画の地方農政局長等への提出は、協働事業計画等を添付して行うものとし、都道府県以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。以下同じ。）及び都道府県知事を経由するものとする。

ただし、やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合にあっては、都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに地方農政局長等に提出することができるものとする。

なお、事業実施主体が特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(3) (2) の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、都道府県及び市町村以外の事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に事業実施計画の写しを提出するものとする。

(4) 市町村長及び都道府県知事は、(2) の規定に基づき本対策に係る事業実施計画の提出があった場合は、都道府県及び市町村以外の事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事は、別紙様式第8号により、地方農政局長等に提出し、その妥当性について地方農政局長等と協議を行うものとする。

(5) 市町村が事業実施主体となる場合には、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

(6) 都道府県が事業実施主体となる場合には、都道府県知事は別紙様式第1号に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(7) 地方農政局長等は、事業実施計画の妥当性の協議を受けた場合は、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容を検討するものとする。

(8) 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、成果目標の変更にあっては、重要な変更として、(1) から(3) までに準じた手続を行うものとする。

(9) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項ただし書の交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第9号により都道府県知事に提出するものとする。提出にあたっては、(2) の手続きに準じるものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手する

ものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、本対策の事業実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、翌年度の6月末までに別紙様式第10号により市町村長を経由し、都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の提出を受けた場合には、別紙様式第4号により、報告がされた年度の8月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の提出を受けた場合には、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)から(3)までに定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第11号により都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の8月末日までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとし、(2)に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、次のいずれかに該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(8)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者等の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業の実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - (1) 生産安定・効率化機能
 - (2) 供給調整機能
 - (3) 実需者ニーズ対応機能

第5 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱの1の(2)のイからオまでを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。)から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約(事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。)を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 2 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

- (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 3 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
 - (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
 - (7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
 - 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
 - 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
 - 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
 - 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
- ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、こ

の限りではない。

- 6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあつては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT 機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- 8 本事業において、農業機械を導入する際は、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。
- 9 環境負荷低減の取組
 - （1）受益農業者は別紙様式第13号別添1から3までの該当する様式において、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。
 - （2）事業実施主体は、全ての受益農業者から環境負荷低減のチェックシートを収集し、当該農業者等が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、事業実施計画の提出と併せて当該リストを都道府県等に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

なお、受益農業者が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減のチェックシートを提出することとする。
 - （3）都道府県等は、事業実施主体から提出があつた別紙様式第1号別添3において、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リストを都道府県計画に添付すること。

Ⅱ－１ 推進事業

１ 補助対象とする取組の内容

（１）生産安定・効率化機能の具備・強化

- ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、
労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の
取組。
- イ 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生
育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。
- ウ 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生
産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- エ 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽
培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改
良等の取組。
- オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化
施設の低コスト化など、施設整備の効率化を推進するため、新たな構造や設
計の検討等の取組。
- カ 端境期等に対応した出荷体制の整備
実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、
国内産が需要に对应していない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新た
な野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

（２）供給調整機能の具備・強化

- ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るた
め、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の
確立に必要な取組。
- イ 集出荷調整機能の高度化
安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイン
ト活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

（３）実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A P やトレーサビリティの
導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- イ 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。
- ウ 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を
評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- エ 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のカ の取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費 (1 の (4) 及び (5) の取組を除く。) は、別表 1-1 に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表 1-1 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1 の (5) の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表 1-1 に掲げるもののうち、次の (ア) から (オ) までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

1の(1)の力の取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

(1) 販売額又は所得額の10%以上の増加

(2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

(3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること

(4) 労働生産性の10%以上の向上

(5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1-2の「推進事業の配分基準について」により配分された事業実施計画から選定するものとする。

6 補助対象基準

(1) 1協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) 1の(1)の力に取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5ha以上とすること。なお、対象品目を1年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別紙様式第1号別添3-1により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する契約内容確認書が、出荷前までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

- (イ) 契約期間
- (ウ) 数量契約を行う場合にあっては、契約数量
- (エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、契約面積
- (3) 1の(1)の力に取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び

天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。

(ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(カ) 次の経費は、助成対象としない

a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費

c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

d 本体価格が 50 万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費

e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

(キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

(ク) 農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、A P I ※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。

※1 A P I (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。

※2 なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。

イ 農業用機械を導入する場合

(ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。

(イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入す

る場合については、次によるものとする。

- a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- b 賃借料を徴収する場合は、原則として「（事業費－助成金）／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2以内）

(5) 1の(5)に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(6) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導

入効果が継続して見込まれるものに限る。)の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする
(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としない
こと等)。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、
天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国
の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等
(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

Ⅱ－２ 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設
- (11) 有機物処理・利用施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地とする。
ただし、1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。
- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、市街化区域(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通2の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 補助率

本要綱別表1のⅡの補助率の欄のただし書の別記1に定める場合は、次のアからウまでに掲げる場合とする。

ア 対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合にあっては、補助率を事業費の10分の6以内とする。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合にあっては、補助率を事業費の10分の4以内とする。

(ア) 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合

(イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 次の(ア)から(エ)までに掲げる場合にあっては、補助率を事業費の3分の1以内とするものとする。

(ア) 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(イ) 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域

等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合

(ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

(エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

4 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

5 成果目標

整備事業の成果目標は、共通 8 に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

7 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通 8 の「整備事業における配分基準について」により 16 ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

8 施設の補助対象基準

(1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20 億円を上限とする。

(2) 整備事業で整備する施設については、共通 2 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。

(3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。

(4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

(5) 施設の整備に当たっては、都道府県知事等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

(6) 都道府県知事等は、別記 1 の別紙 1 のⅡの第 3 の 3 による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 13 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

(7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体、公社、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5 名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設

を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

- (15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (16) 本事業により施設を整備する場合にあっては、自然災害リスクへの対応に係る取組の強化について」を踏まえ、ハザードマップの確認や、農業版事業継続計画（Business Continuity Plan:BCP）の策定等により、事業実施地域の災害リスクを十分に認識するとともに、災害への備えに万全を期することで、災害時の被害の最小化が図られるよう努めるものとする。

また、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記1の別紙1の第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修又は増強のための設備導入と一体的に行う改修等については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
- エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

- (18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、事務取扱を準用するものとする。
- (19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後6年以内に整備ほ場を畑地化することとする。

9 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、

「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、P F I 法の活用に努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(8) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、

作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術・イノベーション基本計画」に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 1－1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する

			人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要原材料の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体	

		・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必	

		要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
端境期等対策支援費		・ 端境期等対策産地の育成に直接必要な作柄安定等の取組に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表 1－2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること） ・販売額又は所得額の10%以上の増加20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント ・労働生産性の10%以上の向上 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント ・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減 15%以上・・・10ポイント 13%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 8%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント

別紙様式第1号（別記1別紙1のⅠの第3の1及びⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
〔都道府県知事〕

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅠの第3の1及びⅡの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別添の事業実施計画を添付すること。
 - 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

別紙様式第3号（別記1別紙1のIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIの第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙1のⅠの第3の2及びⅡの第3の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
〔 都道府県知事 〕

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅠの第3の2及びⅡの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙1のⅠの第3の3及びⅡの第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名
〔 都道府県知事 〕

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅠの第3の3及びⅡの第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善 目標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(注3) 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、上記の1及び2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4及び5に記入すること。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者
の育成及び連携産地の体制強化）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年12月12日付け 4 農産第
3506号）別記 1 の別紙 1 のⅡの第 3 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、事業実施計画（別紙様式第 1 号別添 1 ～ 9）を添付すること
2 特認団体の協議にあつては別紙様式第 2 号の特認団体協議書を添付すること
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その
重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資
料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載する
こと
4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当
該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができ
る

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

別紙様式第8号（別記1別紙1のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の事業実施計画（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- （注）
- 1 関係書類として、別添の事業実施計画を添付すること。
 - 2 特認団体の協議にあつては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

別紙様式第9号（別記1別紙1のⅡの第3の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第10号（別記1 別紙1 のⅡの第3の2）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和○年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第11号（別記1 別紙1 のⅡの第3の3 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のⅡの第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び
連携産地の体制強化）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画 策定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計画 策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善 目標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(注3) 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、上記の1及び2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4及び5に記入すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートのうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

番号	組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名	対象チェックシート		
		農	食	民
1	〇〇 〇〇	●		
2	△△法人 代表 △△ △△			●
3				
4				
5				
6				
7				

(注1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

(注2) 「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック（「●」等）を記載してください。

農：農業経営体向け（別紙様式第13号 別添1）

食：食品関連事業者向け（別紙様式第13号 別添2）

民：民間事業者・自治体等向け（別紙様式第13号 別添3）

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施計画【推進事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

別紙様式第 1 号（新市場対応）別添 2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記 1 別紙 1 のⅠのⅠ－1の 1 の（3）の力又はⅡのⅡ－1の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 （〇〇年）	目標値 （〇〇年）	増減又は 割合		

（注）別記 1 別紙 1 のⅠ－1の 4 又はⅡのⅡ－1の 4 の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化	0				
カ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合 計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立			
費 目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 目			
オ 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化			
費 目			
カ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費 目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費 目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 目			

オ	高品質・低コスト流通システムの導入			
	費 目			
カ	輸出対応型産地の育成			
	費 目			
(４) 農業用機械等の導入及びリース導入				
	費 目			
(５) 効果増進・検証事業				
ア	計画策定及び効果検証の取組			
	費 目			
イ	技術等の実証の取組			
	費 目			
(６) その他事業の目的を達成するために必要な取組				
	費 目			
合 計				

(注１) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注２) 「費目」欄には、別記１別紙１の別表１－１に掲げる費目を記入すること。

(注３) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

（1）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

（2）生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 耕種作物産地基幹施設等整備の効率化

① 施設整備の効率化に必要な取組

実施時期	実施場所	効率化を行う施設等	効率化の目的及び内容	備考

② その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(6) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積	(延べ面積)	取組内容	備考

※ (延べ面積) は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

添付書類

1. 契約内容確認書 (別紙様式第1号別添3-1)
2. 事業の取組内容 (別紙様式第1号別添3-2)
3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

契約内容確認書

採択年度 （契約年度）		
対象品目名		
契約期間（注 1）		
契約方法（注 1）	数量契約（t）	面積契約（ha）
	〇〇.〇	〇〇.〇
加工形態（注 2）		
備考（注 3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年月日

住所
出荷者名

年月日

住所
（注 4）中間事業者名

年月日

住所
実需者名

- （注） 1 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
- 2 （注 1）については、契約期間が 1 年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
- 3 （注 2）については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
- 4 （注 3）については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
- 5 （注 4）については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3－2

1 対象契約の計画

		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
契約者名				
契約期間				
数量契約の場合	契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
	※契約数量のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
面積契約の場合	契約面積 (ha)			
	※契約面積のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			

単収	kg/10a
----	--------

- (注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）の該当する方を記載する。
2. 数量契約の場合、換算面積（小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。）は契約数量から、単収で除して記載する。
3. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。
4. ※の欄は、対象期間の設定されている品目のみ記載すること。

2 事業内容 実施期間（○年度～○年度）

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の取組

対策項目	取組内容	取組面積 (ha)	
		1年目	2年目
① 専用ほ場の設定			
② 生産コストの低減・省力化			
③ 流通コストの低減			
④ トレーサビリティシステムの導入			
⑤ 実需者ニーズに即した生産・出荷			
⑥ 出荷量の安定			

（注）1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

イ 作柄安定の取組

対策項目	1年目		2年目		3年目	
	取組内容	面積	取組内容	面積	取組内容	面積
① 土層改良・排水対策						
小計		○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha
② 病虫害防除・連作障害回避対策						
小計		○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha
③ 地温安定・保水・風害対策						
小計		○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha
④ 土壌改良資材施用						
小計		○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha
取組面積（実面積）		○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha

（注）1 1つの対策項目において、複数回の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

2 取組面積（実面積）は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添4

2. 供給調整機能の具備・強化

（1）貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（2）集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	導入時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式第1号（新市場対応）別添5

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・地域名		対象品目名	

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※ ①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※ 課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添6

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) 農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月 ・台数など)				
購入価格（税抜き）	[1]	(円)			
	うちオプション分 (税抜き)	(円)			
購入価格（税込み）	[2]	(円)			
購入費助成申請額	[3]	(円)			
購入物件保管場所					
備考					

注1：「購入価格（税抜き）」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入してください。

注2：「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注3：「備考」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を記入してください。

注4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② 農業用機械の導入にあっては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費		備考
具体的内容 (資材の名称等を 具体的内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価	(円)	うち助成金申請額(円)	
合計					

注： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕 製 造 会 社 名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注１：「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注２：「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定（導入する農業用機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）	年月	～	年月	（月）	備 考
	リース借受日から○年間（※２）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き） ①		（円）				
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き） ②		（円）				
リ ー ス 料 助 成 申 請 額 ③		（円）				
リ ー ス 諸 費 用 （ 消 費 税 抜 き ） ④		（円）				
消 費 税 ⑤		（円）				
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ① － ② － ③ ＋ ④ ＋ ⑤		（円）				
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式の口印にレ点を記入すること）。 ☐ I リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 1/2 以内 ☐ II （リース物件価格 － 残存価格） × 1/2 以内						

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

注２：リース事業者の見積書の写し、規模決定根拠、その他地方農政局長等が必要と認める資料等を添付すること。

注３：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

6. 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又はまたはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。
・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している ☐ 整備していない ☐

(参考) A P I を自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
(令和6年10月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- ※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。
- ※2 なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。

別紙様式第1号（新市場対応）別添7

8. 効果増進・検証事業

（1）計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（2）効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						(円)	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（3）技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施	対象	実証等	実証等	実証等の	事業内容 （実証リース機械 （能力、台数）等）	総事業費				備考
	主体名	作物名	の規模	の目的	実施場所		（円）	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

（注1）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施計画【整備事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 (○年度)		目標 (○年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、 検証の方法
	現状値 (○○年)	目標値 (○○年)	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	○市 ○町 ○村	㎡ 番地		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、 規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2年目 (○年度)		3年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	0%	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。
(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻収穫期		(例) 通常の保管場所整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を 活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。
(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。
(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他			

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。
(注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m等 (上限事業費) 千円／ha,t,m等	千円	

(注1)施設名は、共通2に定める施設とする。
(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。
(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。
(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。
(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1 年目 (○年度)	2 年目 (○年度)	3 年目 (○年度)	4 年目 (○年度)	5 年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設的能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネ ルギー消費をしないように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロス削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には☐にチェックして
ください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは
不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当し
ない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項
目の申請時・報告時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。